

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う、小・中学校臨時休業中の 子育て家庭の相談・支援の状況及び今後の対応について

1 子ども家庭支援センター

(1)小・中学校臨時休業中(3～4月)の新規相談件数 (単位:件)

相談種別	平成31年(令和元年)			令和2年		
	3月	4月	合計	3月	4月	合計
虐待	160件	189件	349件	134件	136件	270件
養護相談	44件	15件	59件	33件	45件	78件
育成相談	12件	14件	26件	6件	5件	11件
その他相談	1件	0件	1件	8件	0件	8件
合計	217件	218件	435件	181件	186件	367件
増減	—	—	—	-17%	-15%	-16%

※件数は、小・中学生の子がいる家庭に限定していない。

(2)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する相談内容事例

- ア 自宅待機中の子どもが親に反抗し、子どもに過剰に反応した、もしくは、子どもから暴力を振るわれた事例
- イ 自宅待機中の夫が家事を手伝わず、ストレスが溜まり、子どもに八つ当たりした事例
- ウ 夫婦が顔を合わせる機会が増し、夫婦喧嘩が多発したことによる離婚相談や子どもに対する面前DV(心理的虐待)に関する事例
- エ 子どもが兄弟で一緒に過ごす時間が増え、兄弟喧嘩が激しくなったとの事例
- オ 関係機関(心理相談センター、放課後デイサービス等)の休止等により、これらを利用できず、母子関係の悪化、育児放棄など、母親として不安が高まったという事例

(3)小・中学校臨時休業中の対応

- ア 相談員による相談・援助の対応
 - ・「子どもの見守り強化アクションプラン」に沿った対応を実施
 - 緊急事案…通常時と同様に、緊急訪問等や、児童相談所との対応を実施
 - 上記以外…電話による相談、児童の状況確認を実施
- イ 「子育て広場」の対応
 - ・「お元気ですかコール」を実施…スタッフから利用者に電話し、相談に応じた。

(4)今後の対応

- ・要保護児童対策地域協議会を順次、再開し、関係機関等と情報共有する。
- ・家庭や職場におけるウイルス感染防止のための行動制限によるストレスの蓄積が、児童虐待のリスクを高めている可能性があることを想定して、きめ細かい対応を実施する。

2 学童保育所

(1) 小学校臨時休業期間中の登所状況

月	平成31年(令和元年)			令和2年		
	3月	4月	5月	3月	4月	5月
在籍児童数	5,765人	6,279人	6,309人	5,947人	6,273人	6,303人
平均登所人数	4,137人	4,671人	4,613人	2,785人	1,358人	1,440人
平均登所割合	75.3%	77.9%	80.5%	46.8%	21.7%	23.0%

※平均登所人数・平均登所割合には、土曜日の人数を含めていない。

(2) 小学校臨時休業期間中の学童保育所の運営

ア 3月2日(月)臨時休業開始日より、午前8時30分から午後6時30分まで開所し、児童の受入れを開始。

イ 3月全休者は、保育料免除とした。退所届の事後提出を認める。1,361人退所。

ウ 3月9日(月)から同月19日(木)まで、小学校の居場所確保に対応し、正午(昼食後)から午後6時30分まで開所。

エ 4月7日(火)「緊急事態宣言」発出を受け、規模を縮小して開所。児童青少年課へ、宣言期間中の利用について、期間中の利用手続をした児童のみ受入れ対象とした。(利用登録児童数 2,980人)

オ 4月15日以降全休者は、4月分保育料免除。5月7日以降全休者は、5月分保育料免除。欠席届の事後提出を認める。

(3) その他

閉館中の児童館職員は、学校や青少年対策地区委員会等の団体と連携・情報共有し、地域を巡回しながら児童の見守りを行った。